

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に別に定める様式による事業計画書その他知事が必要と認める書類を添えて、当該申請者の住所地（団体にあっては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、<u>第12条第2項</u>の規定により東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所地をその地区内に含む経由漁協がない場合にあっては、信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の<u>貸付申請書</u>の提出があったときは、速やかに当該<u>貸付申請書</u>を申請者の住所地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>3 局長は、前項の<u>貸付申請書</u>の送付があったときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該<u>貸付申請</u>についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資料等を添えて、知事に送付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由により<u>貸付申請書</u>を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は所管する局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により貸付申請書を受理したときは、運営協議会の意見等を参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うこと</p>	<p>(貸付資格の認定の申請等)</p> <p>第6条 申請者は、<u>別に定める様式による貸付資格認定申請書</u>（以下「認定申請書」という。）に別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）<u>及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画</u>（以下「事業計画書」という。）<u>その他知事が必要と認める書類を添えて</u>、当該申請者の住所地（団体にあっては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、<u>第14条第2項</u>の規定により東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所地をその地区内に含む経由漁協がない場合にあっては、信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 委託事務処理機関は、前項の<u>規定による認定申請書</u>の提出があったときは、速やかに当該<u>認定申請書</u>を申請者の住所地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に送付しなければならない。</p> <p>3 局長は、前項の<u>規定による認定申請書</u>の送付があったときは、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の当該<u>認定申請</u>についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資料等を添えて、知事に送付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由により<u>認定申請書</u>を委託事務処理機関を経由して提出することが困難であるときは、直接又は所管する局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付資格の認定及び貸付けの決定)</p> <p>第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により<u>認定申請書及び貸付申請書</u>を受理したときは、運営協議会の意見等を参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸</p>

が適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合には、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

（借用証書）

第8条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により貸付申請書を提出させた場合にあっては、前項の借用証書を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

（事業の完了及び事業完了の報告）

第9条 [略]

- 2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式による事業完了報告書（以下「事業完了報告書」という。）を、貸付申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、かつ、各個人の確認印を押印するものとする。

- 4 第2項の場合において、借受者が別表第1の操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であって、当該貸付けについて、別表第2の貸付条件欄に掲げる貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証明書等の写しを事業完了報告書に添付するものとする。

付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、別に定める様式による貸付資格認定書及び別に定める様式による貸付決定通知書により申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を経由して認定申請書及び貸付申請書を受理した場合には、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

（借用証書）

第8条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により認定申請書を提出させた場合にあっては、前項の借用証書を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

（事業実施の報告等）

第9条 [略]

- 2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式による事業実施報告書（以下「事業実施報告書」という。）を、認定申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

- 4 第2項の場合において、借受者が別表第1の操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であって、当該貸付けについて、別表第2の貸付条件欄に掲げる貸付けの条件を付されているものであるときには、同表の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

- 5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格の認定の取消し）

- 第10条 知事は、借受者が第7条第2項の規定による貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、事業計画書の内容が達成できない見込みとなった場合は、当該事業計画書に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。

(支払の猶予の申請)

第10条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに貸付申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第11条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を経由して貸付申請書を受理した場合にあつては、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

(貸付事務の委託)

第12条 [略]

(農工商等連携促進法の特例)

第13条 [略]

2 農工商等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	事業計画書及び農工商等連携促進法第4条第1項の規定に基
--------	-------	-----------------------------

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するものとする。

(期限前償還)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 償還金の支払を怠ったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

第12条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに認定申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第13条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長（信漁連を経由して認定申請書を受理した場合にあつては、信漁連及び所管する局長）に通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第11条の規定により違約金を徴収するものとする。

(貸付事務の委託)

第14条 [略]

(農工商等連携促進法の特例)

第15条 [略]

2 農工商等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善	並びに別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置
--------	--------------------------	-----------------------------

		づく認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画
[略]		

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第14条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
[略]		

(六次産業化法の特例)

第15条 [略]

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	事業計画書及び六次
--------	-------	-----------

	措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）	又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）及び農工商等連携促進法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画
[略]		

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第16条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）	並びに別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
[略]		

(六次産業化法の特例)

第17条 [略]

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める様式	並びに別に定める様式
--------	-----------	------------

		産業化法第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画
[略]		

(補則)

第16条 [略]

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁船作業省力化機器等設置資金の項	[略]
第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	
第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	
第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	
第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	
第13条第2項において読み替えて適用する別表	

	式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画」という。）	式による経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画」という。）及び六次産業化法第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画
[略]		

(補則)

第18条 [略]

附 則

1 [略]

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁船作業省力化機器等設置資金の項	[略]
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	
第15条第2項において読み替えて適用する別表	

第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項

第13条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

第14条において読み替えて適用する別表第1 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表

第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項

第15条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項

第16条において読み替えて適用する別表第1 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項

第17条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項

第17条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項

第17条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項

第17条第2項において読み替えて適用する別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項

第17条第2項において読み替えて適用する別表

第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項
<u>第15条第2項</u> において読み替えて適用する別表 第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	<u>第17条第2項</u> において読み替えて適用する別表 第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項
<u>第15条第2項</u> において読み替えて適用する別表 第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	<u>第17条第2項</u> において読み替えて適用する別表 第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。